

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 桜本 賴兼

京都市規則第254号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

「予防課

「庶務係	予防係
広報係	文化財係
第3条中「、係」、 消防団係 及び 指導課 を削り、「指 令 経理係」	を削り、「指 令 設備係 建築係 危険物係」

「調査課」を「調査課」に改め、「管理係」を削る。

「指令課」 「教養係」

第4条予防部の款を次のように改める。

予防部

- (1) 火災予防の対策に関すること。
- (2) 文化財の防災対策に関すること。
- (3) 消防用設備等及び特殊消防用設備等並びに火気設備等の設置指導に関すること。
- (4) 建築物に係る許可、認可及び確認の同意に関すること。
- (5) 危険物の規制等に関すること。
- (6) 予防査察及び違反是正に関すること。

(7) 防火対象物に対する火災予防上の措置に関すること。

第4条警防部の款警防計画課の項第4号を削り、同款消防救助課の項の次に次の1項を加える。

調査課

(1) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。

(2) 火災統計に関すること。

第4条防災危機管理室の款中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。

第5条第1項中「，係に係長」を削り、同条第2項中「及び係を置かない課（第5項の表に掲げる課を除く。）」を削り、同条第4項及び第5項を次のように改める。

4 予防部に予防課長、指導課長及び違反対策課長を置く。

5 防災危機管理室に防災課長及び危機管理課長を置く。

第5条第6項中「又は担当課長，」の右に「課を置かない部及び」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 課を置かない部及び課に次の表に掲げる係長を置く。

部又は学校の名称	課の名称	係長の職名
総務部	庶務課	庶務係長 広報係長 消防団係長 経理係長
	企画課	企画係長 審査係長
	施設課	施設係長 企画設計係長
	人事課	人事係長 職員係長 給与係長 健康安全係長 厚生係長
予防部		予防係長 住宅防火推進係長 文化財係長 設備建築係長 危険物係長 査察係長
安全救急部	市民安全課	防災指導係長 生活安全係長
	救急課	救急管理係長 救急指導係長 救急教育係長
	情報通信課	情報管理係長 通信係長
警防部	警防計画課	警防管理係長 計画係長
	消防救助課	消防係長 救助係長
	調査課	調査係長
	指令課	指令係長
消防学校	装備課	装備係長
	教養課	教養管理係長 教養指導係長
	研究課	研究係長 鑑識係長

第7条第3項中「課長（）」の右に「予防課長、指導課長、違反対策課長、」を加え、「、係長（第5条第5項の表の右欄に掲げる係長を除く。）」を削り、同条第5項を削り、同条第6項中「担当部長」の右に「、予防課長、指導課長、違反対策課長、防災課長、危機管理課長」を、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加え、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（関係規則の一部改正）

2 京都市消防職員被服等貸与規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「室長及び課長」を「課を置かない部、室及び課の長」に改める。

（消防局総務部企画課）